

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役社長CEO 菊田 徹也
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号
【報告義務発生日】	2026年3月2日
【提出日】	2026年3月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社インフォマート
証券コード	2492
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

（ 1 ） 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	第一生命ホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1902年9月15日
代表者氏名	菊田 徹也
代表者役職	代表取締役社長グループCEO
事業内容	☐ 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ☐ 前号の業務に付帯する業務 ☐ 前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号 第一生命ホールディングス株式会社 アカウントینگユニット 証券管理グループ 田邊 陽一
電話番号	070-5465-8503

（ 2 ） 【保有目的】

発行者との資本業務提携のため

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	40,126,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 40,126,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 40,126,200		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年3月2日現在）	V 266,507,864
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	15.06
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年3月2日	株券（普通株式）	40,126,200	15.06	市場外	取得	435

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、発行者が提出者に対して発行者普通株式40,126,200株（新株式の発行に係る募集株式数8,076,664株及び自己株式の処分に係る募集株式数32,049,536 株の合計）を割り当てる（以下「本第三者割当増資」といいます。）旨の資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を2026年2月13日付で締結し、本第三者割当増資に係る払込みを同年3月2日（以下「本払込期日」といいます。）付で完了いたしました。提出者及び発行者は、本資本業務提携契約において、大要、以下の事項等について合意しております。

提出者は、本払込期日以降、本資本業務提携契約の有効期間中かつ発行者株式に係る総議決権数に対する提出者の所有議決権数の割合が14%以上である限り、発行者の取締役候補者1名を指名することができること。

提出者は、本払込期日から5年間にわたり、発行者の事前の書面による承諾なく、本第三者割当増資により提出者が取得する発行者普通株式の全部又は一部を原則として譲渡等しないこと。また、本資本業務提携契約に基づき、当該5年間経過後に提出者が発行者普通株式の譲渡等を希望する場合には、一定の手続・条件の下で発行者又は発行者の指定する第三者が取得することができる旨の先買権を有すること。

提出者は、本資本業務提携契約の締結日以降、自ら又は第三者を通じて発行者株式を取得しようとする場合、発行者に対し、その内容を事前に通知し、追加取得について発行者と真摯かつ誠実に協議すること。また、本資本業務提携に係る業務提携の進捗を踏まえ、提出者による発行者に対する出資比率の引上げの是非について誠実に協議する場を設けること。

提出者は、本資本業務提携契約に基づき、本払込期日以降に発行者が株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」といいます。）を発行又は処分する場合、その発行又は処分の直後に発行者株式に係る総議決権数に対する提出者の所有議決権数の割合が15%を下回らない限度で維持するために必要最小限の数量の株式等の割当てを同一条件にて受ける権利を原則として有すること。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	17,454,897
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	17,454,897

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地